

## 競争参加停止措置の概要

- 1 停止措置業者名  
所在地及び停止措置期間 別紙のとおり
- 2 停止措置の範囲 首都高速道路株式会社所掌区域内
- 3 事実概要 京葉ロードメンテナンス(株)、スバル興業(株)、日本ハイウェイ・サービス(株)、首都ハイウェイサービス(株)は、公正取引委員会により、令和8年4月22日、当社が発注する道路清掃業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。
- 4 停止措置理由 「競争参加停止措置準則」(平成17年準則第22号)  
別表第2第5号(独占禁止法違反行為)

### 〈競争参加停止措置準則別表第2〉

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 会社発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から3か月以上12か月以内

別紙

業者名	所在地	競争参加停止措置期間
京葉ロードメンテナンス株式会社	東京都中央区日本橋人形町2-15-2	2026年5月15日～2027年1月14日(8か月)
スバル興業株式会社	東京都千代田区有楽町1-5-2	2026年5月15日～2026年9月14日(4か月)
日本ハイウェイ・サービス株式会社	東京都千代田区麴町5-1	
首都ハイウェイサービス株式会社	神奈川県横浜市神奈川区金港町2-6	